

壬生町森林整備計画

計画期間

自	令和	4年	4月	1日
至	令和14年	3月	31日	

栃木県
壬生町

目 次

I 伐採、造林、保育その他森林の整備に関する基本的な事項

1 森林整備の現状と課題	1
2 森林整備の基本方針	2
3 森林施業の合理化に関する基本方針	3

II 森林の整備に関する事項

第1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く）

1 樹種別の立木の標準伐期齢	4
2 立木の伐採（主伐）の標準的な方法	5
3 その他必要な事項	6

第2 造林に関する事項

1 人工造林に関する事項	7
2 天然更新に関する事項	8
3 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する事項	10
4 森林法第10条の9第4項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準	10
5 その他必要な事項	10

第3 間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法その他間伐及び保育の基準

1 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法	11
2 保育の種類別の標準的な方法	12
3 その他必要な事項	12

第4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

1 公益的機能別森林の区域及び当該区域における施業の方法	13
2 その他必要な事項	14

第5 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項

1 森林経営管理制度の活用に関する事項	15
---------------------	----

第6 森林施業の共同化の促進に関する事項

1 森林施業の共同化の促進に関する方針	15
2 施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策	15
3 共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項	15
4 その他必要な事項	15

第7 作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項

	15
--	----

第8 その他必要な事項

1 林業に従事する者の養成及び確保に関する事項	16
2 森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項	16
3 林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項	16

Ⅲ 森林の保護に関する事項

第 1 鳥獣害の防止に関する事項

- 1 鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法 17

第 2 森林病害虫の駆除及び予防、火災の予防その他森林の保護に関する事項

- 1 森林病害虫の駆除及び予防の方法 17
- 2 鳥獣害対策の方法（第 1 に掲げる事項を除く） 17
- 3 林野火災の予防の方法 17
- 4 森林病害虫の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項 17
- 5 その他必要な事項 17

Ⅳ 森林の保健機能の増進に関する事項 17

Ⅴ その他森林の整備のために必要な事項

- 1 森林経営計画の作成に関する事項 18
- 2 生活環境の整備に関する事項 18
- 3 森林整備を通じた地域振興に関する事項 18
- 4 森林の総合利用の推進に関する事項 18
- 5 住民参加による森林の整備に関する事項 18
- 6 森林経営管理制度に基づく事業に関する事項 18
- 7 その他必要な事項 18

I 伐採、造林、保育その他森林の整備に関する基本的な事項

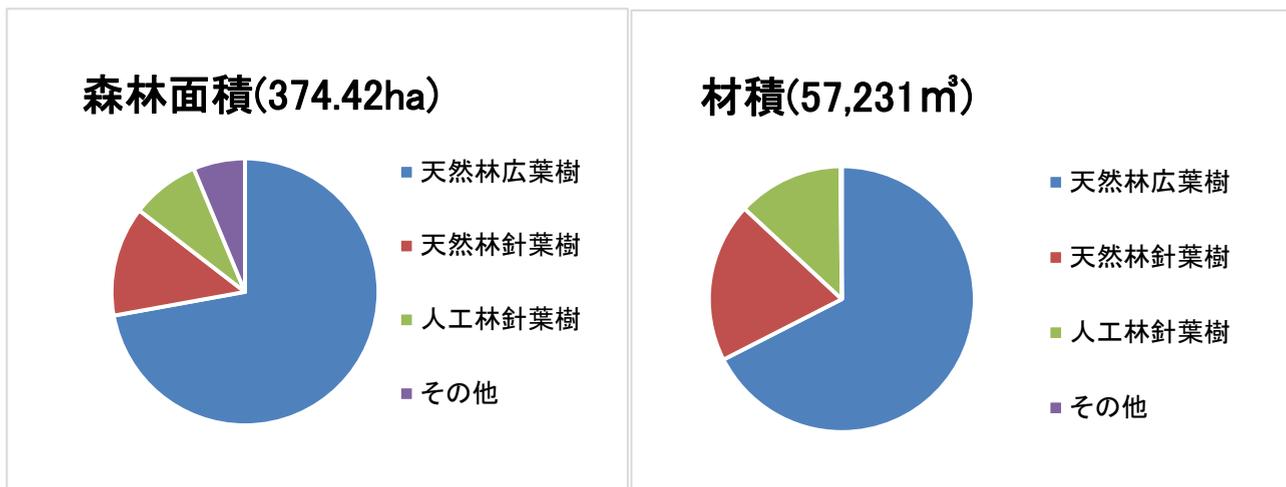
1 森林整備の現状と課題

本計画の対象地域である壬生町は、東京から90km圏にあり、栃木県の南西部、下都賀郡の北端に位置している。北は、宇都宮市・鹿沼市、東と南は下野市、西は栃木市に接している。行政区域面積は6,106haで、そのうち森林の面積は374haであり、そのすべてが平地林である。そのうち、スギを主体とした人工林面積は32haで、人工林率は9%となり県平均よりかなり低い値となる。また、人工林は町内各地に分散しており、施業の共同化を図りにくい状況にあるため、木材資源の利用には適していない。

しかしながら森林は、水源かん養、災害の防止、生活環境の保全、保健・文化・教育的な利用の場の提供等、多面的な公益的機能の発揮を通して住民生活と深く結びついており、今後もこれらの機能のより一層の発揮が求められている。

【森林の種類別の面積等】

項目	面積(ha)	面積構成比	材積(m ³)	材積構成比
天然林広葉樹	270.14	72.15%	38,620	67.48%
天然林針葉樹	49.81	13.30%	11,130	19.45%
人工林針葉樹	31.00	8.28%	7,384	12.90%
その他	23.47	6.27%	97	0.17%
合計	374.42	100.00%	57,231	100.00%

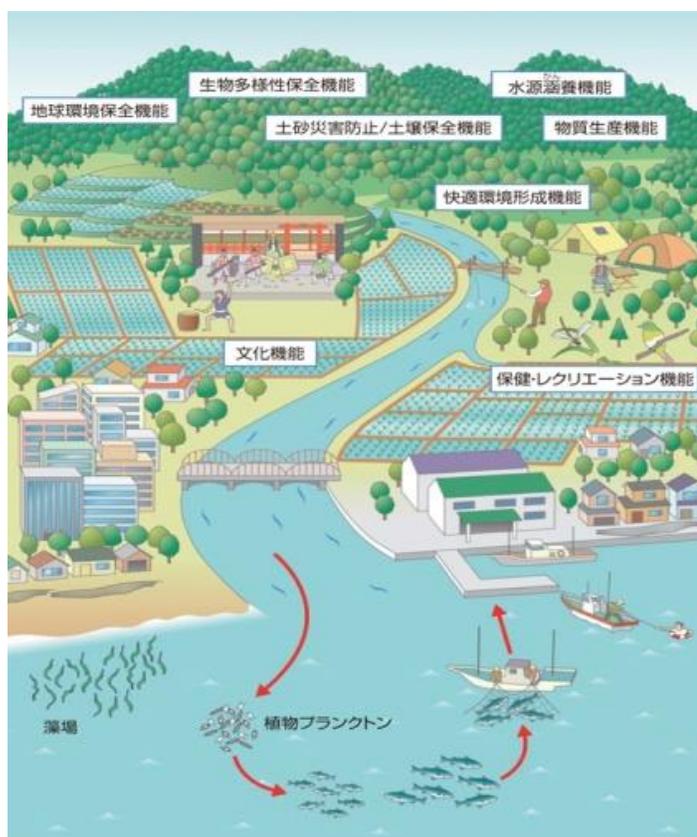


2 森林整備の基本方針

■壬生町の森林整備の基本方針

森林の整備にあたっては、森林の有する多面的機能を総合的かつ高度に発揮させるため、重視すべき機能に応じた適正な森林施業の実施により健全な森林資源の維持造成を推進することとする。そのため、地域の特性に応じて、森林資源の状況、当面必要となる施業の類似性、森林に関する自然条件及び社会的要請を総合的に勘案し、それぞれの森林が特に発揮することが期待されている機能に応じて、水源かん養機能を重視する「水源涵養機能維持増進森林」、快適環境形成機能を重視する「快適環境形成機能維持増進森林」及び保健・文化機能を重視する「保健機能維持増進森林」に区分することとする。

本町の森林はすべてが平地林であり、集落に隣接しているものが多く、地域住民の生活環境に強く密着している。そのため、森林に求められる機能は、快適環境形成機能や、保健文化機能が主だったものとなる。本町においては、地域住民の生活環境に配慮した里山林の整備を促進することで、森林の有する公益的機能が十全に発揮されるような森づくりを目指す。



■地域の目指すべき森林資源の姿と森林整備の基本方策

森林の有する機能の発揮の上から望ましい森林の姿については、次のとおりとする。また、森林の整備及び保全に当たっては、水源涵養、生活環境保全、保健文化の各機能に加え、地球温暖化防止森林吸収源としての機能を総合的かつ高度に発揮させるため、健全な森林の維持造成を推進することとする。なお、これらの公益的機能の区域・森林施業方法についてはⅡ-4に記載する。

【森林の有する機能と森林の整備及び保全の基本方策及び森林施業の方法】

機能	望ましい（目指す） 森林資源の姿	森林整備の方策
水源涵養機能	・ 下層植生や樹根が発達し、水を蓄える隙間に富んだ浸透・保水能力の高い土壌を有する森林	<ul style="list-style-type: none"> ・ 良質な水の安定供給を確保する観点から、適切な保育・間伐を促進しつつ、下層植生や樹木の根を発達させる施業を基本 ・ 伐採に伴って発生する裸地については、縮小及び分散 ・ 立地条件等に応じ、天然力も活用した施業を推進 ・ ダム等の利水施設上流部等において、水源涵養の機能が十全に発揮されるよう、保安林の指定やその適切な管理を推進
生活環境保全機能	・ 樹高が高く枝葉が多く茂っているなど遮蔽能力に優れ、汚染物質の吸着能力が高いなど、諸被害に対する抵抗性が高い森林	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域の快適な生活環境を保全する観点から、風や騒音等の防備や大気浄化のために有効な森林の構成の維持を基本 ・ 樹種の多様性を増進する施業や適切な保育・間伐等を推進 ・ 快適な環境の保全のための保安林の指定やその適切な管理を推進
保健・レクリエーション機能、文化機能、生物多様性保全機能	<ul style="list-style-type: none"> ・ 原生的な自然環境を構成し、貴重な動植物の生息、生育に適した森林 ・ 自然に接する場として適切に管理されている森林や優れた自然景観を有する森林 ・ 必要に応じて保健・文化・教育的活動に適した施設が整備されている森林 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 原生的な森林生態系、希少な生物が生息・生育する森林などの属地的に機能の発揮が求められる森林については、生物多様性保全機能の維持増進を図る森林として保全 ・ 野生生物のための回廊の確保にも配慮した適切な保全の推進 ・ 美的景観の維持・形成に配慮した森林整備を推進 ・ 地域に憩いと学びの場を提供する観点から、立地条件等に応じ広葉樹の導入を図るなどの多様な森林整備を推進 ・ 保健等のための保安林の指定やその適切な管理を推進

■ 森林施業の推進方策

本町の森林は、各地の住宅周辺に分散し町民生活に密着した平地林であり、併存する機能の発揮に配慮しつつ森林の有する生活環境保全、保健文化等の機能に応じた適正な里山林整備を行う。

また、「とちぎの元気な森づくり事業」を活用し、身近な里山林の整備を推進する。それと同時に地元住民を中心とした森づくりボランティア活動により、里山林が今後も保全されていくような体制づくりを推進する。

3 森林施業の合理化に関する基本方針

町民のニーズに応え得る多様な森林資源の整備を推進するには、一定のまとまりをもった森林を対象として、意欲ある林業経営体、林業事業体により計画的かつ効率的な施業が実施されることが重要であり、また、生産された木材の利用に対する意義等について、流域の間で広く理解と協力を得る取り組みが重要となってくる。森林施業の共同化に向けた森林所有者等の合意形成、施業・経営の受委託の促進、流通・加工体制の整備に関係者、一般住民等が一体となって取り組む。

II 森林の整備に関する事項

第1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く）

1 樹種別の立木の標準伐期齢

地域森林計画に定める立木の標準伐期齢に関する指針に基づき、主要樹種について、平均成長量が最大となる年齢を基準とし、森林の有する公益的機能、既往の平均伐採齢及び森林の構成を勘案して定めるものとする。

なお、標準伐期齢は、地域を通じた立木の伐採（主伐）の時期に関する指標として定めるものであるが、標準伐期齢に達した時点での森林の伐採を促すためのものではない。

【樹種別の立木の標準伐期齢】

地域	樹種						
	スギ	ヒノキ	アカマツ	カラマツ	天然生 針葉樹	天然生 広葉樹	ぼう芽に よる広葉樹
全域	35年	40年	30年	30年	100年	100年	15年

注) 1 「ぼう芽による広葉樹」には、薪炭材、パルプ用チップ原木、食用きのこ原木等に供されるものを含む。

2 「サワラ」については、「スギ」に、クヌギについては「ぼう芽による広葉樹」に準ずる。

2 立木の伐採（主伐）の標準的な方法に関する指針

地域森林計画に定める立木の伐採（主伐）の標準的な方法に関する指針に基づき、森林の有する多面的機能の維持増進を図ることを旨として、対象森林に関する事前条件及び社会的条件、既往の施業体系、樹種の特長、木材需要構造、森林の構成等を勘案して、皆伐及び択伐の方法、主伐の時期、伐採率、伐区の設定方法、集材の方法その他必要な事項について定めるものとする。

立木の伐採のうち主伐については、更新を伴う伐採であり、その方法は皆伐又は択伐によるものとする。

（更新：伐採跡地（伐採により生じた無立木地）が再び、立木地となること）

【立木の伐採（主伐）の標準的な方法の区分】

区分	内容	方法
皆伐	主伐のうち択伐以外のもの	皆伐に当たっては、気候、地形、土壌等の自然的条件及び公益的機能の確保の必要性を踏まえ、適切な伐採区域の形状、1箇所当たりの伐採面積の規模及び伐採区域のモザイク的配置に配慮し、伐採面積の規模に応じて、少なくともおおむね20ヘクタールごとに保残帯を設け適確な更新を図ることとする。
択伐	主伐のうち、伐採区域の森林を構成する立木の一部を伐採する方法であって、単木・帯状又は樹群を単位としておおむね均等な割合で行うもの	<p>択伐に当たっては、森林の有する多面的機能の維持増進が図られる適正な林分構造となるよう一定の立木材積を維持するものとし、適切な伐採率によることとする。</p> <p>植栽等される下層木の良好な生育環境の確保及び林床の目的外植生の生育を抑制する観点から適正な林内照度を確保するため、材積にかかる伐採率を30%以下とし、伐採後の造林が人工植栽による場合は40%以下とする。また、法令等により制限がある場合はその範囲内で実施することとする。</p> <p>新たな施業方法の導入など標準的な伐採方法に寄らない場合は、林業普及指導員又は市町村の林務担当部課と協議の上、適切な伐採率等で実施する者とする。</p>

【立木の伐採（主伐）の留意事項】

ア	森林の有する多面的機能の維持増進を図ることを旨とし、皆伐及び択伐の標準的な方法について、立地条件、地域における既往の施業体系、樹種の特長、木材の需要構造、森林の構成等を勘案する。
イ	森林の生物多様性の保全の観点から、野生生物の営巣等に重要な空洞木について、保残等に努める。
ウ	森林の多面的機能の発揮の観点から、伐採跡地が連続することのないよう、少なくとも周辺森林の成木の樹高程度の幅を確保する。
エ	伐採後の適確な更新を確保するため、あらかじめ適切な更新の方法を定めその方法を勘案して伐採を行うものとする。特に、伐採後の更新を天然更新による場合には、天然稚樹の生育状況、母樹の保存、種子の結実等に配慮する。
オ	林地の保全、落石等の防止、寒風害等の各種被害の防止、風致の維持、及び溪流周辺や尾根筋等に保護樹帯を設置する。
カ	伐採を行う際には森林経営計画及び伐採届出等の区域を超えて伐採（誤伐）しないよう、あらかじめ伐採する区域の明確化を行う。
キ	集材に当たっては、林地の保全等を図るため、「主伐時における伐採・搬出指針の制定について」（令和3年3月16日付け2林整整第1157号林野庁長官通知）を踏まえ、現地に適した方法により行う。

なお、人工林の生産目標ごとの主伐の時期は、次表を目安として定めるものとする。

【人工林の生産目標ごとの主伐の時期】

樹種	生産目標	仕立方法	期待径級 (cm)	目安林齢 (年生)
スギ	役物：柱材	密仕立	24	50
	一般材	中仕立	26	50
	一般材	中仕立	32	60
	造作材	密仕立	36	80
ヒノキ	役物：柱材	密仕立	24	60
	一般材	中仕立	26	65
	一般材	中仕立	30	75
	造作材	密仕立	30	80

3 その他必要な事項

○長伐期施業を実施する場合の平均的伐採林齢は、以下のとおりとする。

長伐期施業の平均的伐採林齢＝（標準伐期齢×2）

第2 造林に関する事項

1 人工造林に関する事項

(1) 人工造林の対象樹種

地域森林計画で定める人工造林の対象樹種に関する指針に基づき、適地適木を旨として、立地条件、地域における造林種苗の需給動向及び木材の利用状況等を勘案し、人工造林の対象樹種を定めるものとする。なお、必要に応じて品種を定めるほか、郷土種の選定等森林の生物多様性の保全にも留意することとする。さらに、将来の用途拡大を見据え、早生樹等の新たな樹種の導入も視野に入れることとする。

なお、苗木の選定については、生長に優れたエリートツリー（第2世代精英樹等）等の苗木や少花粉スギ等の花粉症対策に資する苗木の使用を進めることとする。

【人工造林の対象樹種】

区分	樹種名	備考
人工造林の対象樹種	スギ、ヒノキ、カラマツ、クヌギ、ケヤキ、コナラ、ブナ	左記の樹種は育成に際しての推奨種であり、その他の樹種であっても、在来の高木性の樹種であれば対象とする。

さらに、風致の維持や特定の動物の採餌などのため、標準的な樹種以外の樹種を植栽しようとする場合は、林業普及指導員又は町の経済部農政課とも相談の上、適切な樹種を選択する。

(2) 人工造林の標準的な方法

地域森林計画で定める人工造林の標準的な方法に関する指針に基づき、次の事項を定めるものとする。

ア 人工造林の樹種別及び仕立ての方法別の植栽本数

人工造林の造林樹種について、施業の効率性や地位等の立地条件を踏まえ、既往の植栽本数や保安林の指定施業要件を勘案して、仕立ての方法別に1ヘクタール当たりの標準的な植栽本数を植栽することとする。

【人工造林の樹種別及び仕立ての方法別の植栽本数】

樹種	仕立ての方法	標準的な植栽本数(本/ha)	備考
スギ	密仕立て	4,000	
	中仕立て	3,000	
	疎仕立て	2,000	
ヒノキ	密仕立て	4,000	
	中仕立て	3,000	

a 複層林化や混交林化を図る場合の上木の伐採後の樹間・樹下植栽については、上記の疎仕立てに相当する本数に下層木以外の立木の伐採率（樹冠占有面積又は材積による率）を乗じた本数以上を植栽することとする。

b 標準的な植栽本数以外の本数を植栽しようとする場合は、林業普及指導員又は町の経済部農政課とも相談の上、適切な植栽本数を判断するものとする。なお、あらかじめそのような植栽本数を適用すべき森林に区域が特定できる場合には、当該区域に限って適用するものとする。

イ その他人工造林の方法

気象その他の立地条件、既往の造林方法等を勘案して地拵えの方法、植栽時期、植付けの方法その他必要な事項について定めるものとする。

【その他人工造林の方法】

区分	標準的な方法
地拵えの方法	伐採木及び枝条などが植栽や保育作業の支障とならないように整理するとともに、林地の保全に配慮する。
植付けの方法	正方形植えを原則とし、植付けは丁寧植えとする。 また、育苗期間を短縮でき、植え付けコストの低い「コンテナ苗」の導入を進めるものとする。
植栽の時期	気象その他の自然条件及び既往の植付け方法を勘案して、適期に植え付けるものとする。

(3) 伐採跡地の人工造林をすべき期間

森林資源の積極的な造成を図り、林地の荒廃を防止し森林の有する多面的機能を発揮させるため、植栽は適地適木を旨として、期間については以下とおり定めるものとする。

【伐採跡地の人工造林をすべき期間に関する指針】

区分	植栽によらなければ 的確な更新が困難な森林	植栽によらなければ的確な 更新が困難な森林以外の森林
皆伐	2年以内	2年以内
択伐	5年以内	5年以内

※ 択伐は伐採率が40%を超えないものに限る。また、上記年数は、当該伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算した年数とする。

2 天然更新に関する事項

天然更新については、前生稚樹の育成状況、母樹の存在など森の現状、気候、地形、土壌等の自然的条件、林業技術体系等からみて、主として天然力の活用により適確な更新が図られる森林において行うものとし、下記の天然更新完了基準により、森林の確実な更新を図ることとする。

(1) 天然更新の対象樹種

地域森林計画で定める天然更新の対象樹種に関する指針に基づき立地条件、周辺環境等を勘案し、天然更新の対象樹種（後継樹として更新の対象とする高木性の樹種。以下同じ。）を定めるものとする。

【天然更新の対象樹種】

区分	樹種名	備考
天然更新の対象樹種	アカマツ、クヌギ、ケヤキ、コナラ、ブナ	左記の樹種は育成に際しての推奨種であり、その他の樹種であっても、在来の高木性の樹種であれば対象とする。
ぼう芽による更新が可能な樹種	クヌギ、ケヤキ、コナラ	

(2) 天然更新の標準的な方法

地域森林計画で定める天然更新の標準的な方法に関する指針に基づき、気象その他の立地条件、既往の造林方法を勘案して、天然更新の対象樹種について、期待成立本数として想定される本数を定めるとともに、天然更新を行う際には、その本数に10分の3を乗じた本数以上の本数（ただし、草丈以上のものに限る。）を更新すべきこととする。なお、天然更新した立木の本数に算入すべき立木の高さである草丈（概ね50cm程度）については、地域の植生等を勘案して定めるものとする。

ア 天然更新の対象樹種の期待成立本数

樹種	期待成立本数
アカマツ、クヌギ、ケヤキ、コナラ、ブナ	10,000本/ha

イ 天然更新補助作業の標準的な方法

区分		標準的な方法
下種更新の補助作業	地表処理	地表処理については、ササや粗腐植の堆積等により天然下種更新が阻害されている箇所において、かき起こし、枝条整理等の作業を行うこととする。
	刈出し	刈出しについては、ササなどの下層植生により天然稚樹の生育が阻害されている箇所について行うこととする。
	植込み	土壌の乾燥などにより、発芽・生長が阻害されるおそれがある場合には、低木や林床植生を部分的に残置し、下種後には必要に応じて落葉などを散布する。また、目的樹種が成立しない箇所には補植する。
	その他	なお、目的樹種の生長の妨げとなる草本やササのほか、不要木が発生してきた場合には、早めに除去する。
萌芽更新の補助作業	芽かき、植込み	ぼう芽の優劣が明らかとなる3～4年目頃に、根又は地際部から発生しているぼう芽を1株当たりの仕立て本数2～4本を目安として、ぼう芽整理を行い、更新の不十分な箇所には、植え込みを行う。
	その他	目的樹種の生長の妨げとなる草本やササのほか、不要木が発生してきた場合には、早めに除去する。

ウ その他天然更新の方法

地域森林計画の天然更新の標準的な方法に関する指針に基づき、伐採跡地の天然更新の状況を確認する方法を下記のとおり定めるとともに、更新すべき立木の本数に満たず天然更新が困難であると判断される場合には天然更新補助作業又は人工造林により確実に更新を図る。

【天然更新完了基準】

更新完了の確認方法については、草丈（概ね50cm）以上となった更新木の幼稚樹が林地の全域にわたり、「天然更新すべき立木本数」程度が存在する状態を更新完了の目安とし、確認を行うものとする。

(3) 伐採跡地の天然更新をすべき期間

地域森林計画で定める伐採跡地の天然更新をすべき期間に関する指針に基づき、森林の有する公益的機能の維持及び早期回復を旨として当該伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して伐採後5年以内を目安とする。

3 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する事項

地域森林計画で定める「植栽に寄らなければ的確な更新が困難な森林に関する指針」に基づき、「天然更新完了基準書作成の手引きについて」平成24年3月30日付け23林整計第365号林野庁森林整備部計画課長通知)に示すように、『現況が針葉樹人工林であり、母樹となり得る高木性の広葉樹林が更新対象地の斜面上方や周囲100m以内に存在せず、林床にも更新樹種が存在しない森林』とする。

【植栽によらなければ適確な更新が困難な森林】

森林の区域
● 種子を供給する母樹が存在しない森林
● 天然稚樹の育成が期待できない森林
● 林床や地表の状況、病虫獣などの被害状況から天然更新が期待できない森林

4 森林法第10条の9第4項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準

森林法第10条の9第4項の伐採の中止又は造林の命令の基準については、次のとおり定める。

(1) 更新に係る対象樹種

ア 人工造林の場合

1の(1)の【人工造林の対象樹種】による。

イ 天然更新の場合

2の(1)の【天然更新の対象樹種】による。

(2) 生育し得る最大の立木の本数

植栽によらなければ適確な更新が困難な森林以外の森林の伐採跡地における植栽本数を定めるにあたり、天然更新の対象樹種の立木が5年生時点で、生育し得る最大の立木の本数として想定される本数を定める。

【生育し得る最大の立木本数として想定される本数】

樹種	生育し得る最大の立木本数として想定される本数
アカマツ、クヌギ、ケヤキ、コナラ、ブナ	10,000本/ha

5 その他必要な事項

該当なし

第3 間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法その他間伐及び保育の基準

1 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法

地域森林計画で定める間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法に関する指針に基づき、間伐は、森林の立木の成育の促進並びに林分の健全化及び利用価値の向上を図ることを旨とし、地域における既往の間伐の方法を勘案して、間伐の回数及びその実施時期、間伐率等について、次により定めるものとする。

【標準的な間伐の実施時期と回数】

樹種	施業体系	植栽本数 (本/ha)	間伐を実施すべき標準的な林齢(年)						主伐 (目安)
			初回	2回目	3回目	4回目	5回目	6回目	
スギ	中仕立て	3,000	18	25	33	41			50
	中仕立て	3,000	18	25	33	41	50		60
	疎仕立て	2,000	25	33	41				50
ヒノキ	中仕立て	3,000	20	27	35	45	55		65
	中仕立て	3,000	20	27	35	45	55	65	75

標準的な方法	備考
<p>(ア) 間伐木の選定方法については、主として形質不良木の除去を目的として行うこととするが、立木の適正配置を考慮して形質の良い木についても選定の対象とする場合がある。</p> <p>(イ) 間伐率は、おおむね20～35%とする。</p> <p>(ウ) 間伐により適度な下層植生を有する適正な林分構造が維持されるよう努めるものとする。</p> <p>(エ) 間伐材の利用価値及び収益性の向上が図られるよう実施区域の団地化に努め作業コストの低減を図るものとする。</p> <p>(オ) 新たな施業方法の導入など標準的な伐採方法によらない場合は、林業普及指導員又は市町村の林務担当部課と協議の上、適切な間伐率等を実施するものとします。</p>	<p>この基準は一般的な目安を示したものであり、実行にあたっては、個々の森林の育成状況に応じて適機にかつ的確に行い、林木の健全な育成を促進するものとする。</p>

【平均的な間伐の実施時期の間隔】

区分	平均的な間伐の実施時期の間隔	備考
標準伐期齢未満	10年	この基準は一般的な目安を示したものであり、個々の森林の育成状況や過去の施業の実情に応じて適機にかつ的確に行い、林木の健全な育成を促進するものとする。
標準伐期齢以上	15年	

2 保育の種類別の標準的な方法

地域森林計画で定める保育の標準的な方法に関する指針に基づき、次により定めるものとする。

- ア 保育の種類は、原則として下刈り、つる切及び除伐とし、必要に応じてその他の保育についても定めるものとする。
- イ 保育の標準的な方法は、森林の立木の生育の促進及び林分の健全化を図ることを旨とし、既往の保育の方法等を勘案して、時期、回数、作業方法その他必要な事項について定めるものとする。この場合、必要に応じて主要な樹種別及び仕立ての方法別に定めるものとする。

【保育の種類別の標準的な方法】

保育の種類	樹種	実施すべき標準的な林齢及び回数	標準的な方法	備考
下刈	スギ	1～7年生程度(必要に応じ延長)	下刈は、局所的気象条件、植生の繁茂状況等に応じて適切な時期及び作業方法により実施する。	この基準は一般的な目安を示したものであり、実行にあたっては、個々の森林の育成状況に応じて適機にかつ的確に行い、林木の健全な育成を促進するものとする。
	ヒノキ			
	カラマツ			
つる切り	スギ	10年生前後(回数は適宜)	つる切は下刈終了後早期に実施するものとする。	
	ヒノキ			
	カラマツ			
除伐	スギ	12年生前後(回数は適宜)	除伐においては、目的外樹種であっても、生育状況や公益的機能の発揮、将来の利用価値を勘案して保存・育成するものとする。	
	ヒノキ			
	カラマツ			

3 その他必要な事項

(1) 間伐

間伐が十分に実施されない人工林については、強度の間伐を避け実施する。

(2) 下刈り

雑草木の繁茂が著しく、林木の生育が遅い箇所については、標準的な方法に示す林齢を超える

森林においても必要に応じ実施するよう努める。

(3) つる切り

つる類の繁茂の著しい沢沿いの箇所については、必要に応じ2～3年に1度程度、育成木の生育に

第4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

1 公益的機能別森林の区域及び当該区域における施業の方法

I-2 森林整備の基本方策に基づき、以下のとおりとする。

【公益的機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林】

区分 ゾーニング	対象とすべき森林	森林施業の方法
水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	地域の用水源として重要な湧水地、溪流等の周辺に存する森林で、水源涵養機能の評価区分が高い森林など水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林を別表1により定めるものとする。	森林施業の方法として、下層植生や樹木の根を発達させる施業を基本とし、伐期の間隔の拡大、伐採に伴って発生する裸地の縮小及び分散を図ることとする。また、伐期の延長を図ることとし、標準伐期+10年とします。なお、森林の区域については、別表2により定めるものとする。
快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	町民の日常生活に密接な関わりを持ち塵等の影響を緩和する森林、風害、霧害等の気象災害を防止する効果が高い森林、生活環境保全機能の評価区分が高い森林を別表1により定めるものとする。	森林施業の方法として、地形・地質等の条件を考慮した上で伐採に伴って発生する裸地化の縮小並びに回避を図るとともに天然力も活用した施業、風や騒音等の防備や大気浄化のために有効な森林の構成の維持を図るための施業、憩いと学びの場を提供する観点からの広葉樹の導入を図る施業、美的景観の維持・形成に配慮した施業を推進することとする。
保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	町民の保健・教育的利用等に適した森林、史跡等と一体となり優れた自然景観等を形成する森林、保健文化機能の評価区分が高い森林を別表1により定めるものとする。	これらの公益的機能の維持増進を特に図るための森林施業を推進すべき森林については、長伐期施業を推進すべき森林として定めるものとし、主伐の時期を標準伐期齢の2倍以上とするとともに、伐採に伴って発生する裸地の縮小及び分散を図ることとする。

ア 区域の設定 【別表1】

区分	森林の区域	面積(ha)
水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	南犬飼 C001 キ (002~006, 008~009) ク (014~018) イ (009, 048~050, 052~053, 055~059, 061, 063~065, 067, 069~073, 081~087, 089~091, 093~135, 138~142) C002	21.98
保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	壬生 ア (001~010, 013~017) A007 イ (001~011, 013, 015~018, 021~024) ウ (003)	33.65
	南犬飼 C007 イ (001~013) ウ (004~012, 014~020, 022~023, 025~031, 034~035) C008 エ (001~005, 007)	
快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	上記の2区分の区域以外の区域	305.87

(注) コナラ・クヌギ林については、上記公益的機能別施業森林の区域から除くものとする。

イ 施業の方法 【別表2】

施業の方法	森林の区域	面積(ha)
伐期の延長を推進すべき森林	水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域に同じ	21.98
長伐期施業を推進すべき森林	快適な環境の形成の機能及び保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域に同じ	339.52

2 その他必要な事項

設定なし

第5 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項

1 森林経営管理制度の活用に関する事項

現在管理がされていない町内の森林について、荒廃の程度や周辺への影響が大きい森林を優先的に森林所有者の意向も踏まえ経営管理権の設定を行っていく。その森林を、森林経営管理制度を活用し、快適環境形成の機能を発揮できる森林となるように間伐等適切な施業を実施していく。

第6 森林施業の共同化の促進に関する事項

1 森林施業の共同化の促進に関する方針

本町の森林は、コナラ・クヌギ等の天然広葉樹林とアカマツ天然林が9割近くを占め、すべてが民有の平地林となっている。森林所有者の所有規模は零細で、森林が分散しているなどから森林の管理や施業への関心が低く、多くの平地林が手入れが十分されず放置されている状況にある。

これらの森林の適切な森林施業や施業の共同化を推進するため、町が中心となって森林所有者に対する森林の管理・施業に関する啓発や指導を積極的に行い、施業に不可欠な地域における活動の実施や施業の共同化の合意形成に努めるとする。

2 施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策

市街地周辺の平地林は森林所有者のみならず、地域住民にとっても重要であることから、森林所有者やボランティアとの施業実施協定の締結や協同化を推進する。

3 共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項

該当なし

4 その他必要な事項

該当なし

第7 作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項

該当なし

第8 その他必要な事項

1 林業に従事する者の養成及び確保に関する事項

当計画区は、林業従事者が減少し高齢化している。また、平地林が主体で木材生産のみでは生計が維持できないので、特用林産物を中心に県及び町等の行政機関が一体となり、林業の担い手の養成・確保を図っていく。

2 森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項

材価の低迷による収益性の低下や林業労働者の減少・高齢化が進行していることから生産性の向上を図るため、高性能林業機械による新たな機械化の作業システムの導入、さらに普及定着と技術者の養成を計画的に推進する必要がある。そのため、渡良瀬川流域内の市町村や森林組合等と共同で促進策を検討することとする。

3 林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項

本町は、木材の消費地であることから流域森林・林業活性化協議会と連携し、的確な消費者ニーズの把握と流域内の木材による木造施設の建設や地域工務店・木材業者らによる「顔の見える家づくり」等を推進することが重要である。

県では、平成23年12月に、公共建築物における木造・木質化の促進のために「とちぎ木材利用促進方針」を策定したところであり、町においても、今後新築あるいは改築される公共建築物における、とちぎ県産材の需要の拡大を推進する。

特用林産物のシイタケについては、菌床シイタケを中心に積極的に生産が行われているが、小規模で生産は横ばいである。

今後については、菌床の共同生産や経営の合理化及び品質の向上を図り、農協との連携を強化し、直売方式等を視野に入れ販路の拡大に努める等、生産の振興を図ることとする。

Ⅲ 森林の保護に関する事項

第1 鳥獣害の防止に関する事項

- 1 鳥獣害防止区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法
設定なし

第2 森林病虫害の駆除及び予防、火災の予防その他森林の保護に関する事項

1 森林病虫害の駆除及び予防の方法

(1) 森林病虫害の駆除及び予防の方針及び方法

森林病虫害の被害対策については、松枯れ等森林病虫害による被害の未然防止、早期発見及び早期駆除に努める。

松くい虫による被害対策については、保全すべき松林に区域を絞って、伐倒駆除等の駆除対策及び地上散布、樹幹注入の予防対策を適切に組み合わせた防除の推進を図る。また、保全すべき松林を的確に守るため、松くい虫の繁殖源となる周辺松林の計画的な樹種転換の推進を図る。

ナラ枯れ被害についても全国で急激な広がりを見せているため、県南環境森林事務所等との情報共有を密にし、監視体制の強化を図るとともに、被害発生時の防除実施体制を構築することとする。

なお、森林病虫害のまん延のため緊急に伐倒駆除する必要がある場合等については、伐採の促進に関する指導等を行う。

(2) その他

(1)の保全すべき松林の区域については、Ⅱ-4で示した保健文化機能の維持増進を図る森林の区域をもってこれにあてる。この区域の中でも、獨協医科大学周辺の松林については、病院患者や大学関係者、学生、周辺住民など利用者が多く、景観の形成に特に重要な役割を果たしているため、町としても積極的な防除の推進を図る。

2 鳥獣害対策の方法（第1に掲げる事項を除く）

シカ・クマなどによる森林被害については現在のところ報告がない。引続き監視体制を整え、被害があった場合防鹿筒や防鹿柵の設置、忌避剤の塗布などの対策をする。

3 林野火災の予防の方法

林野火災の発生原因はほとんどが人為的なものであるため、森林所有者や登山者に対し、煙草やたき火等の取扱いについて指導することとする。また、種々のイベント等において、林野火災予防の普及啓発物品の配布を行うことにより、一般町民に対し林野火災予防の意識の啓発を図ることとする。

災害から森林を守るため、防火栓の配置、消防等関係機関と調整を行い森林の保全管理体制の整備拡張に努める。

4 森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項

壬生町火入れに関する条例に基づき実施する。

5 その他必要な事項

病虫害の被害を受けている等の理由により伐採を促進すべき林分については、該当なし

Ⅳ 森林の保健機能の増進に関する事項

該当なし

V その他森林の整備のために必要な事項

1 森林経営計画の作成に関する事項

森林経営計画を作成するに当たり、次に掲げる事項について適切に計画することとする。また、これによらない場合等においては、別途、国が定める要領等で定めるものとする。

- (1) IIの第2の3の植栽によらなければ適確な更新が困難な森林における主伐後の植栽
- (2) IIの第4の公益的機能別施業森林の施業方法
- (3) IIの第6の3の森林の施業又は経営の受託等を実施する上で留意すべき事項及びIIの第7の3の共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項
- (4) IIIの森林病虫害の駆除又は予防その他森林の保護に関する事項

2 生活環境の整備に関する事項

該当なし

3 森林整備を通じた地域振興に関する事項

該当なし

4 森林の総合利用の推進に関する事項

該当なし

5 住民参加による森林の整備に関する事項

(1) 地域住民参加による取り組みに関する事項

北小林地区や睦地区に整備されている学習林は、町内の小学生を始めとした青少年に対して、自然の大切さとふるさとへの愛着を育むため、シイタケのコナラ等への原木への植菌体験やバードウォッチング等の森林・林業体験プログラムを推進することにより、地域住民参加の森林整備を推進していく。

また、とちぎの元気な森づくり県民税を利用して整備を行った稲葉地区の嘉陽が丘ふれあい広場周辺の里山林では、その保全管理と有効利用を図る組織として、「嘉陽が丘里山の会」が地元住民を中心として設立された。町としても、このような住民自らが地域の里山林の保全活動を行っていく組織作りを推進するとともに、その活動を積極的に支援していく。

(2) 上下流連携による取り組みに関する事項

渡良瀬川流域森林・林業活性化協議会との連携を図りながら、取り組みについて検討する。また本町の重要な水源地となる上流域の市町村との連携を図り、森林の公益的機能、水源かん養等の重要性について普及啓発を推進する。

6 森林経営管理制度に基づく事業に関する事項

森林所有者に対して順次、意向調査を実施し、経営管理権の設定を進め、事業の円滑な執行を図る。

7 その他必要な事項

該当なし